

# 部位別後遺障害等級一覽

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考
下肢	第2	1	5	両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(喪)100% (自賠)300Q (青)	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。
			6	両下肢の用を全廃したもの(注3)	2700~310Q (赤)280Q (人傷)1600	
		2	4	両下肢を足関節以上で失ったもの	(喪)100% (自賠)259Q (青) 2300~270Q (赤)237Q (人傷)1300	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		4	5	下肢をひざ関節以上で失ったもの	(喪)92% (自賠)188Q (青) 1500~180Q (赤)167Q (人傷)950	(注8)聴力障害は、オージオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。
		5	5	下肢を足関節以上で失ったもの	(喪)79% (自賠)1574 (青)	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。
			7	下肢の用を全廃したもの(注3)	1300~150Q (赤)140Q (人傷)750	
		6	7	下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの(注15)	(喪)67% (自賠)129Q (青) 1100~130Q (赤)118Q (人傷)600	(注15)a関節が強直したもの(肩関節にあっては、肩甲上腕関節がゆれし骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったものにあるもの)、c人工関節・人口骨頭をそう入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用廃とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
		7	10	下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの(注20)	(喪)58% (自賠)1051 (青) 900~110Q (赤)100Q (人傷)500	(注20)次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものとされる。上肢については、上腕骨の骨幹部又は骨幹部(以下「骨幹部等」という。)にゆ合不全を残すもの、橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すものであり、下肢については、a大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、b脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、c脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、である。
		8	5	下肢を5センチメートル以上短縮したもの	(喪)49% (自賠)819 (青) 750~87Q (赤)83Q (人傷)400	(注15)a関節が強直したもの(肩関節にあっては、肩甲上腕関節がゆれし骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったものにあるもの)、c人工関節・人口骨頭をそう入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用廃とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
			6	上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(注15)		
			7	下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(注15)		
		10	9	下肢に偽関節を残すもの(注25)	(注25)上肢については、上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要としないもの)、橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要としないもの)、橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするものが該当する。 下肢については、a大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、b脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、c脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すものが該当する(ただし、a~cいずれの場合も、常に硬性補装具を必要としない状態である場合)。	
			8	下肢を3センチメートル以上短縮したもの		(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指関節又は近位指節間関節(母指の場合は指根間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。 (注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせる場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
12	7	11	下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの(注34)	(喪)14% (自賠)224 (青) 250~30Q (赤)29Q (人傷)100	(注34)関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、及び、人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節の可動域が健側の1/2を超えるものが該当する。	
		7	下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの(注40)			(注40)関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものとされる。
13	8	下肢を1センチメートル以上短縮したもの	(喪)9% (自賠)139 (青) 160~19Q (赤)18Q (人傷)60	(注45)1指骨の一部を失って(遊離骨片の状態を含む)いることが線写真等によって確認できるものが該当する。		